明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（生産性向上設備等の定義）

**第五条**　法第二条第十九項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

**第七条**　法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

**第八条**　法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

**第九条**　法第二条第三十五項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

## 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化

### 第一節　削除

**第十条から第十四条まで**　削除

（生産性向上設備等の定義）

**第五条**　法第二条第十八項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

**第七条**　法第二条第二十九項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

**第八条**　法第二条第三十一項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

**第九条**　法第二条第三十三項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

## 第二章　産業活動における新陳代謝の活性化

### 第一節　特定新事業開拓投資事業の促進

（特定新事業開拓投資事業計画の認定の申請）

**第十条**　法第十六条第一項の規定により特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し

二　当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書

三　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

四　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を有することを証する書類

五　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定新事業開拓投資事業を円滑かつ確実に実施する体制を有することを証する書類

六　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合　当該許認可等があったことを証する書類

ロ　当該投資事業有限責任組合が特定新事業開拓投資事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならない場合　当該届出をしたことを証する書類